

日行連発第181号
令和2年5月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 相羽 利子

テレビ電話を利用して認証を受ける場合の委任状の送付方法について（周知）

「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令」が改正され、令和2年5月11日より施行されております。この改正により、公証役場において面談することなくテレビ電話を使用する電子定款認証手続が、より利用しやすくなったということです。

委任を受けて作成した電子定款についてテレビ電話を利用して認証を受ける場合、その委任状を公証人に送付する方法として、オンラインシステムを通じて電子署名が付された電子委任状を送信する従来の方法に加えて、新たに、委任者の実印の押捺された紙の委任状と委任者の印鑑証明書を郵送する方法によっても可能となりました。

各単位会におかれましては、当該制度の利用について会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、委任状・印鑑証明書等を郵送する際には、返信用レターパック等の同封が必要ということですので、詳細につきましては各担当公証人に確認されるよう会員へ周知くださいますようお願いいたします。

別紙：「委任を受けて作成した電子定款についてテレビ電話を利用して認証を受ける場合の委任状の送付方法について（お願い）」（令和2年5月1日付・日公連第9号）

※日行連ホームページの会員専用サイト（連 con）でも周知しています。